

○ 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律)</p> <p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九 (略)</p> <p>四十 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)</p>	<p>(消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律)</p> <p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九 (略)</p> <p>(新設)</p>